

令和3年6月7日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課

夏休み期間中の放課後キッズクラブの利用について

日頃より、本市の放課後児童育成施策へのご理解とご協力をありがとうございます。

近年、世界的な気候変動やヒートアイランド現象等の影響により、本市においても熱中症による救急搬送人員が3年連続で1,000人を超えるなど、熱中症のリスクは年々高まっています。今年も市民生活の安全と安心を脅かしかねない厳しい暑さとなる可能性もあります。

また、昨年同様に新型コロナウイルス感染症対策に伴うマスクの着用や外出自粛による在宅時間の増加など、「新しい生活様式」への変化により熱中症のリスクが高まることも想定されます。

さらに、猛暑の際は、校庭や体育館での遊びができなくなり、活動場所が限られてしまい、これまで以上に密になることも想定されることから、放課後キッズクラブの活動においても、一層の暑さ対策に取り組む必要があります。

そこで今年も夏に向け、各放課後キッズクラブにおいても、暑さ対策に努めてまいります。夏休み期間中の放課後キッズクラブの利用について、次のとおりご協力くださいますようお願いいたします。

1 猛暑時の夏休み期間の利用について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の17時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく（区分1）の利用を休止します。詳細は、各クラブにお問い合わせください。

すくすく（区分2）に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されること、現在もコロナ禍であり三密を避ける必要があることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE 公式アカウント LINE ID : kankyo_jpn アカウント名 : 環境省

QRコード



環境省のページで「友だち追加」をタップ

※「熱中症警戒アラート」について

- ・発表は1・日2回、前の日の夕方17時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

2 保護者の方へお願い

(1) 水分補給

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

(2) 体調管理

風邪気味など体調不良の時は熱中症になりやすくなるため、いつも以上に注意が必要です。また、新型コロナウイルス感染症対策として、夏休み期間中も学校での対応と同様に「健康観察票」を利用カードと合わせてキッズクラブへ提出してください。

キッズクラブを利用する前に、お子さんの体調を確認していただき、お子さんの体調が普段と違う場合は、無理をせず、ご家庭で安静にする等の対応をお願いします。

(3) 利用時間の順守

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

3 コロナ禍における対応

現在もまん延防止等重点措置期間が続いています。感染拡大防止の観点から、仕事がお休みの日はキッズクラブのご利用を控えていただくことや、在宅勤務の日については、勤務時間に応じた利用とするなど、可能な範囲でご協力くださいますようお願いいたします。

なお、保護者の方が在宅勤務・テレワークであっても、キッズクラブの利用を必要とする場合がある等、保護者の方からお申し出があった場合には、利用を制限するものではないことを各クラブには伝えていきます。

また、すくすく（区分2）利用における猛暑時及びコロナ禍における対応について、本市から利用自粛要請を行うものではないことから、利用日数に応じた利用料の返還は行いません。

※キッズクラブ職員や利用児童に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休所した場合や横浜市として児童に利用自粛の要請を行った場合には、利用日数に応じて利用料を返還します。